

所属（活動・契約）機関とは？

在留資格	入管法第19条の16第1号で届け出る活動機関 ＝中長期在留者が 活動 を行う本邦の公私機関	入管法第19条の16第2号で届け出る契約機関 ＝中長期在留者の 契約 の相手方である本邦の公私機関
① 教授	① 大学、大学に準じる機関（大学の研究機関等）又は高等専門学校 ※1	<p>届出は不要</p> <div style="border: 1px solid black; background-color: #ffff00; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p><具体例> 契約を交わした機関A（人材派遣会社等）と、実際に活動する機関Bがある場合、機関Aに関する届出は不要</p> </div>
② 高度専門職1号ハ	② 法務大臣が指定する本邦の公私機関 ※4	
③ 高度専門職2号（ハ）	③ 活動を行う本邦の公私機関（会社、事業所等） （ハの活動に該当する活動機関が複数ある場合、全ての機関に係る届出が必要）	
④ 経営・管理	④⑤ 活動拠点となる機関（会社、事業所等）	
⑤ 法律・会計業務		
⑥ 医療	⑥ 病院、診療所又はこれらに準じる機関	
⑦ 教育	⑦ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等 ※2	
⑧ 企業内転勤	⑧ 本邦にある事業所	
⑨ 技能実習	⑨ 実習実施者及び監理団体（団体監理型の場合）	
⑩ 留学	⑩ 大学、高等専門学校、高等学校、中学校、特別支援学校等 ※1	
⑪ 研修	⑪ 実際に研修を実施する機関	
⑫ 高度専門職1号 イ又はロ	<p>届出は不要</p> <div style="border: 1px solid black; background-color: #ffff00; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p><具体例> 契約を交わした機関A（人材派遣会社等）と、実際に活動する機関Bがある場合、機関Bに関する届出は不要</p> </div>	⑫ 法務大臣が指定する契約の相手方である本邦の公私機関 ※3、4
⑬ 高度専門職2号（イ又はロ）		⑬ 契約の相手方である本邦の公私機関 ※3 （イ又はロに該当する契約機関が複数ある場合、全ての機関に係る届出が必要）
⑭ 研究		<p>⑭～⑱ 契約の相手方である本邦の公私機関 ※3、5 （会社、個人事業主等）</p>
⑮ 技術・人文知識・国際業務		
⑯ 介護		
⑰ 興行		
⑱ 技能		<p>⑱ 特定技能所属機関（受入企業、個人事業主等） ※3、4、5</p>
⑲ 特定技能		

※1 「教授」及び「留学」で届出対象となる活動機関は、実際に活動を行っている機関であり、学校法人は該当しない。
 ※2 「教育」で届出対象となる活動機関は、実際に活動を行っている機関であり、学校法人、教育委員会及び派遣元企業は該当しない。
 ※3 入管法第19条の16第2号で届出対象となる契約機関が法人の場合、名称・所在地については本社・本店のものを記載する。
 ※4 「高度専門職1号」イ、ロ及びハ並びに「特定技能1号」の方が所属（活動・契約）機関を変更する（転職等）場合、届出ではなく新たに在留資格変更許可申請が必要となる。
 ※5 契約機関にあたるものが個人事業主の場合、屋号だけでなく個人名（個人事業主名）を記載する。